

## 日隆聖人の本尊抄文段拝見の用意

株 橋 日 涌

従来の本尊抄に対する諸註釈を通観するとき、未だ種脱・総別の問題が判然と分別されていない。勿論、寿量所頭の一念三千を主張する別体論者の門下諸派に於て種脱・総別の問題が未解決であるのは当然のこととしても、本宗側にして尚此の点が古來判然としていないことは実に遺憾である。本宗に於ては古來、総名と別体とが往々にして混同されて論じられているのである。従つて一念三千に於ける理具と事具、觀法に於ける理觀と事行との不同は説くけれども、未だ下種の大法と脱益の法体、即ち種脱の法の問題に至れば、その明確な相違を見ることができない。

このことは日隆聖人の本尊抄文段についての理解に於ても云われることである。隆師の文段の深意を洞察する明が欠けていれば、折角本抄を拝見し解釈しても結局は種脱の相違を明確に把握することができなからうと思われる。

仍て今ここに隆師の本抄拝見の用意として、先づ文段における理具と事行、総別の関係、次に一念三千における種脱の相違について論じてみたいと思う。

### 第一、本抄文段に於ける理具と事行、別体と総名との関係

本抄の御文段に於て最も注意を要すべきものは、大文三段の科文である。もっとも行師は「考案」に於て

日隆聖人の本尊抄文段拝見の用意

日隆聖人の本尊抄文段拜見の用意

一念三千を以て総名の所撰とするに、御文段と御聖教とは不同なり。謂く、御文段は文の如く、総名所撰の理具三千の筋なり。御聖教は総名所撰の事具三千の筋なり。(写正本 二七ヲ)

とて、総名所撰の一念三千に於て、本抄の文段では理具三千であり、御聖教の解説では事具三千であることを指摘している。何故今の御文段と御聖教とに於て此の如き不同があるのであるか、是について行師考案では数々説明しているが、この行師の説は結局総別の分別が判然とせず、総別混同の虞なしとしない。故に、吾等はこの改めて御科文の意を明確に理解してみよう。

最初に大文三段の御文段を拜してみよう。

久遠本覚独尊三界慈父釈尊（如来）、常住不退滅後（滅後）、末法（五五百歳）、悪人下種（始）、本門易行観心（観心）、

本尊（本尊）、大に分つて三段と為す。

一、本門総名所撰の理具一念三千。

二、末法相應本門事行観心の能撰南無妙法蓮華経。

三、総じて理具三千を以て総持妙法蓮華経に撰して末法下種の正行と為すことを結す。

この大文三段に顕れているものは、

一、第一段、第三段の文意によれば、総名は能撰、理具三千は所撰であること。

二、第二段、第三段の文意によれば、第一段の総名というのは、末法相應事行観心、即ち末法の正行の大法たる能撰総持の南無妙法蓮華経であること。

三、三段の文通じて事具三千の語がなきこと。

四、理具と事行とが対語であること。

五、従つて理具と事行との関係は総別・能所の関係であつて、理具三千は別体所撰、事行は総名能撰であることである。

大文三段通じて何故事具三千の語はないのか。これが不思議である。何となれば宗祖は治病抄(縮二〇三)に明らかに

一念三千の観法に二つあり、一には理、二には事なり。……彼は迹門の一念三千、此は本門の一念三千なり。天地はるかに殊なりことなりと。

と仰せられているからである。一念三千に於て理具と事具、観法に約すれば理観と事観とが存すべきことは当然である。

一念三千 — 迹門所詮 — 理具三千 — 理観  
— 本門所詮 — 事具三千 — 事観

然るに今拝した大文三段の科文には「理具一念三千」、「理具三千」とあつて、事具一念三千の語は全然顕れていないのはどうしたことか。

然らば本抄一部の科文中通じて全然「事具三千」の語はないのかといへばそうではなく歴然と存している。即ち大文第一の第三、本文「問曰教主祇尊」以下の文に科して

第三、問答して疑を決し、理具三千の実体は即ち総名事具三千に兼ねることを顯す。(主一〇〇)

とあり、この科文の下の答の第三、「問曰上大難」以下の本文に科して

三、重ねて問答せる上に、別して問答を作りて会通を加うるは、向の答は理具に限るに似たり、今は総名事具の妙法に兼ねて観心の実体を結成す。(主一〇六)

日隆聖人の本尊抄文段拝見の用意

とあり、その答の第二、「法華經云欲聞具足道等<sup>云々</sup>」の本文に科する文段に

二、総名事具三千の法体を明す。(主一〇六)

といい、次の「私加会通」以下の本文に科し

三、総持妙法蓮華經に別体の理具三千を撰す。(主一〇六)

といわれている。

これらの科文を拝するとき、必ず先には「総名事具三千」と連呼して「事具三千」の語を「総名」の下に接続し、次には「別体理具三千」と連呼して「理具三千」を「別体」の下に接続している。之を以て之を思うに、総名の妙法蓮華經を事具三千とし、別体の一念三千を理具三千としていられることに留意しておかなければならない。

この故に理具であろうが事具であろうが、一念三千の法体を、総名たる妙法蓮華經に対するとき、総じて理具三千というのである。されば左記の如く理解しなければならぬ。



日隆聖人に於ける「事具」の意は能具のことであって、能撰と同意である。従って「理具」の語は能具に対する所具であって、所撰の語と同義であることを知らなければならぬ。

なお本抄の科文に於て本門所詮の事具三千の法体を「理具三千」と仰せられているところは、左記の三ヶ処である。

先づ今述べたように「釈尊因行果徳二法」<sup>云々</sup>の本文に対して

三、総持妙法蓮華經に別体の理具三千を撰す。(主一〇六)

と科し、次に「今本時娑婆」以下の本文に対して

一、本門一品二半の正宗の意に約して理具一念三千を顯す。(主一〇八)

と科せられている。而して第三には本抄結文の「不識一念三千者」<sup>云</sup>に対して

大文第三、総じて一部の文を結す。別体理具三千の智者の解行を以て南無妙法蓮華經に撰して、末法惡人下種の正

行と為す。(主一一三)

と科せられている。

これらの点より振返って見れば、大文第一の「本門総名所撰の理具一念三千」の「理具一念三千」は「無量義經云」<sup>云</sup>の文(主一〇四)や、「釈尊因行果徳二法」<sup>云</sup>の文(主一〇六)乃至「妙樂大師云」<sup>云</sup>の文(主一〇七)に説き顯す本門の事具一念三千を指しているものであって、総名事具に対して理具三千と仰せられたのである。

(備考)

弘經抄八二(隆全九  
六九)

次に觀心本尊抄に、初と中とは、止の五(和<sup>三</sup>一<sup>ヲ</sup>)の「夫一心具十法界」等の文と、弘の五(和<sup>中</sup>一<sup>ヲ</sup>)の「当知身土一念三千」の文とを引いて、其の一念三千の義をば本因本果の經文を引いて事の三千を積するなり。此れは本因本果所覺の法を以て事の三千の妙法を成するなり。

宗要集五時部(聖三  
三七四)

開目抄に云く、未だ發迹顯本せざれば……真の十界互具百界千如一念三千なり等と判じたまへり。加之、觀心本尊抄に初めに止の五の「夫一心具十法界」等の文を引き、後に弘の五の「当知身土一念三千乃至遍於法界」の文を引いて、次上に本因本果の經

日隆聖人の本尊抄文段拜見の用意

日隆聖人の本尊抄文段拝見の用意

文を引いて経釈合して事の三千を釈し、次下に事の三千は即ち本門八品上行要付の要法なりと判じたまえり。

忠見聞(宗全並宗部二)見るべし。

勿論この大文第一の「理具一念三千」は先づ摩訶止観第五の文を引いて、天台所用の迹門の理具一念三千より説き起して後に、本門事具一念三千を説き顕されたものである。

何故隆師は本尊抄文段に本門所詮の事具一念三千を「理具一念三千」と仰せられたのかの依拠を推するに、それは本抄(主二二二)の

像法中末観音・薬王示現南岳・天台等……但論理具二事行南無妙法蓮華經五字……未三広行レ之

の文であると考えられる。本抄一部を通じて「理具」と「事行」の語が対比して顕れているところは、この一ヶ処のみである。

しかしこの本文の「理具」の語について、それは、正しく南岳・天台所用の迹門の理具三千を指すのであって、本門の事具三千を意味しているのではないというかも知れない。

ところがこの本文を能く拝すると、迹門の理具一念三千も本門の事具一念三千も共に、事行の南無妙法蓮華經に対して理具と仰せになっているのである。何となれば南岳・天台の弘通は今の本文に示されているが如く、迹面本裏の弘通であって、迹面の迹門の一念三千は理具、本裏の本門の一念三千は事具であって、この理具・事具共に「理具」の語の中に含まれているからである。今本文の意義を表示すればこうである。



## 第二、一念三千に於ける種脱の同異

因みに本抄に於ける「一念三千」の語は、主要御書九四頁に五、九五頁に三、九六頁に一、九七頁に一、一〇二頁に二、一〇六頁に一、(以上、理具三千)一〇七頁に一、一二二頁に一、一二三頁に一、一二四頁に一、(以上、事具三千)以上一七ヶ処にあり、また一念三千の「三千」の語は、同じく主要御書九三頁に三、九四頁に二、一〇二頁に一、(以上、理具三千)一〇八頁に一、(事具三千)以上七ヶ処にあり、合計すれば二四ヶ処に一念三千の語があることになる。

この中、一念三千の内容を説き顕す文は左記五ヶ処である。即ち

- 一、「摩訶止観第五云」の下(主九三)迹門の理具三千
- 二、「無量義経云」以下(主二〇四)これより以下は本門の事具三千
- 三、「妙楽大師云」<sup>云</sup>の文(主一〇七)
- 四、「今本時娑婆世界」以下(主一〇八)
- 五、「十界久遠之上」等の文(主一一二)

である。この五ヶ処の内、第一の「摩訶止観第五云」<sup>云</sup>の文は理具一念三千にして、第二の「無量義経云」<sup>云</sup>以下の四ヶ処の文は本門所詮の法体たる事具一念三千を釈する文である。その中第四の「今本時娑婆」<sup>云</sup>の文は、末法下種の本尊の正体たる総名南無妙法蓮華経体内の事具三千であって、是れ末法下種の種子たる事具一念三千を意味し、第五の「十界久遠之上」等の文は、五重三段の第四、本門三段所明の法体であって、本門一品二半の所詮たる脱益の法体である。然るに本宗学者の中に於て、在世脱益の妙法は迹門と同じく理具三千であり、末法下種の種子たる妙法は



又、諸御抄に本門十妙の中の初の三妙を以て、三千は所裏、妙法蓮華經は能裏の証拠（本尊抄の結文）に出したまふなり。謂く、本因本果本国土三妙の事の三千は所裏なり、十の妙の字は唯是れ一の妙法蓮華經なり。（以上、総別の關係を説く）。此の如き三千妙法は本因を以て裏と爲し、本果を以て面と爲して妙法三千を成ずれば、一品二半脱益の法なり。又、本果は裏、本因は表にして三千を成ずれば、本門八品下種の法（本門八品上行要付の妙法蓮華經体内の下種の法体たる事具三千）なり。仍て從因至果の蓮華の妙法は、在世脱益の法なり、從果向因の蓮華の妙法は、上行付囑下種の法なり。

とある。之を圖表すればこうである。



右の如く、在世脱益の法と末法下種の法とは、果面因裏と因面果裏との相違である。従つて人法一体の人たる教主に於ても、在世脱益の仏と末法下種の仏との不同がある。即ち弘經抄八二（隆全九六五）の

法身理本に共する本果妙は在世脱益を成じ、久本の因正果傍の本果妙は滅後下種を成ずる事。

という標題の下の文に云く、

此の本因本果の報身、法界に周遍すれば、三千依正の十如の妙体なり。是れ三千世間依正宛然の自受用身、自受用身は当体蓮華、当体蓮華は本因本果本国土の報身なり。此の報身、本因妙を以て裏と爲し、本果妙を以て面と爲す辺は、仏在世正宗脱益の教主と成るなり。又本果を以て裏と成し、本因妙を以て面と爲す辺は、流通の教主なり。其の時は釈尊の尊形を變じて上行と成るなり。

類文 弘經抄四〇（隆全四五一五）、同抄六四（同七一五）

日隆聖人の本尊抄文段拜見の用意

日隆聖人の本尊抄文段拝見の用意

(付)

本抄に於ては理具は所撰、事具・事行は能撰の意であるが、釈籤一(和、本)の「撰事成理」、文句九(和八〇ウ)の「廢事存理」に於ては、却つて事は別・所撰、理は総・能撰であることに留意すべきである。